

姫路市キャラクター「しろまるひめ」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路市キャラクター「しろまるひめ」(以下「キャラクター」という。)を使用することにより、姫路市のイメージアップを図るとともに、観光資源及び特産品等を広く普及宣伝する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 キャラクターを使用する者は、あらかじめキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、社団法人姫路観光コンベンションビューロー理事長（以下「理事長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 姫路市が使用するとき。
- (2) 姫路市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、理事長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 理事長は、前条の規程による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 姫路市の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) その他、理事長がキャラクターの使用について不適当と認めるとき。

2 前項の承認は、キャラクター使用承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、理事長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザイン（色、形、字体など）を改変しないこと。
- (4) 原則として、物品等には「姫路市キャラクター しろまるひめ」との表記を付すること。
ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「©姫路市 2009」の表記をもって代えることができる。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

（承認内容の変更の申請）

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、キャラクター使用承認変更申請書（様式第3号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、キャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（承認の取消し）

第7条 理事長は、キャラクターの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、キャラクター使用承認取消書（様式第4号）をもって行う。

（責任の制限）

第8条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、理事長はその責めを負わない。

- 2 キャラクターの使用承認を受けた者が、キャラクターの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、理事長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年8月1日より施行する。